



お車でお越しの方

国道2号線「馬屋線交差点」より南へ1km直進(約5分)
山陽自動車道「徳山東IC」を降りて直進。「久米交差点」を右折し
県道347号線を400m直進(約5分)

バスでお越しの方

徳山方面からお越しの方 / 防長バス「横浜」停留所より徒歩3分
下松方面からお越しの方 / 防長バス「太華中前」停留所より徒歩1分

電車でお越しの方

JR山陽本線「櫛ヶ浜駅」よりタクシーで約10分



ショールーム

弊社ショールームには、福祉用具や介護用品を
常時展示しています。実際の商品に触れて
いただき、使い勝手をお試しいただけます。

営業時間

8:30~17:30(月~金曜日)

ショールーム定休日

土・日曜日、祝日、お盆、年末年始



<https://cs-sanritsu.jp>



〒745-0801

山口県周南市大字久米4197-1

TEL.0834-36-2251

(受付時間 平日 8:30~17:30)

FAX.0834-36-2261

E-mail office@cs-sanritsu.jp

【許可・免許】

- | | |
|-------------------------|----------------|
| (1) 高度管理医療機器等販売業及び賃貸業許可 | 第12200183号 |
| (2) 福祉用具貸与事業所 | 3571501166 |
| (3) 介護予防福祉用具貸与事業所 | 3571501166 |
| (4) 特定福祉用具販売事業所 | 3571501166 |
| (5) 特定介護予防福祉用具販売事業所 | 3571501166 |
| (6) 福祉用具購入費受領委任払取扱事業者 | H-29 福-9 |
| (7) 住宅改修費受領委任払取扱事業者 | H-29 住-14 |
| (8) 古物商許可 | 第741091000422号 |

いつの時代も
いたわりを。



レンタル

福祉用具・介護用品のレンタル

日常生活や介護に役立つ福祉用具をレンタルするサービスです。
ご自宅での介護を行っていくうえで福祉用具は重要な役割を担っています。
お客様のご希望やご利用状況などをお聞きしながら、適切な商品をご提案いたします。



※掲載商品は一部です。

介護保険のご利用について

下記品目については、介護保険を利用可能です。詳しくは弊社スタッフにおたずねください。

対象品目

- ・車いす
- ・車いす付属品
- ・歩行器
- ・歩行補助杖
- ・手すり
- ・スロープ
- ・特殊寝台(電動ベッド)
- ・特殊寝台付属品
- ・床ずれ防止用具
- ・体位変換器
- ・認知症老人徘徊感知機器
- ・移動用リフト
- ・自動排泄処理装置

対象者

介護認定を受けておられる方。(要支援1～要介護5)
※介護度によって、レンタルできる商品が異なります。

利用料金

商品ごとに設定された月額レンタル料金の1割または3割の金額。

ご契約までの流れ

① ご相談

ケアマネジメント事業所のご紹介、各種公的サービス情報の提供を含め、介護保険制度の仕組みをご説明します。

② ご提案

福祉用具専門相談員が最適な福祉用具をご提案します。サービス内容や料金についてご説明した後、お客様に商品を選んでいただきます。

③ 納品・調整

商品の納品日時をご相談し、専用車両でお届けいたします。福祉用具専門相談員が設置・組立・調整を行い、使い方を丁寧にご説明いたします。

④ ご契約

契約内容をご説明のうえ、ご了承を得て契約書を作成します。

購入

福祉用具・介護用品・医療機器の購入

福祉用具・介護用品全般および各種消耗品を販売しています。
お客様の状態に最適の商品をご提案させていただきます。ショールームに展示していない商品はカタログからお選びいただき、サンプルを取り寄せることも可能です。



介護保険のご利用について

下記の特典福祉用具(レンタルが用途になじまないもの)については、介護保険を利用可能です。
詳しくは弊社スタッフにおたずねください。

対象品目

- ・腰掛便座
- ・入浴補助用具
- ・簡易浴槽
- ・自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・移動用リフトの吊り具の部分

対象者

介護認定を受けておられる方。(要支援1～要介護5)

利用料金

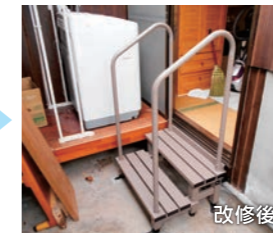
年間10万円を上限として、購入金額の1～3割の金額。

工事

住宅改修

現在のお住まいを、ご高齢の方や障害のある方にとって住みやすいものにするための住宅改修を承ります。介護を必要とする方の自立支援と、介護される方の負担軽減を住環境の面からサポートいたします。

階段



手摺



介護保険のご利用について

下記の住宅改修については、介護保険を利用可能です。詳しくは弊社スタッフにおたずねください。

対象工事

- ・廊下や階段、浴室やトイレなどの手すりの取付け
- ・滑りの防止、移動の円滑化のための床材の変更
- ・和式便器から洋式便器へ取り替え
- ・段差の解消
- ・引き戸などへの扉の取り替え
- ・上記工事に必要な付帯工事

対象者

介護認定を受けておられる方。(要支援1～要介護5)

利用料金

20万円を上限として住宅改修費用の1～3割の金額。
上限を超える金額については自己負担となります。